(二)　「児童ポルノ」とは、(1)性的にあからさまな行為を行う未成年者、(2)未成年者であると外見上認められる者及び(3)未成年者を表現する写実的影像を視覚的に描写するポルノをいう。締約国は、(2)及び(3)については、その全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

7　著作権及び関連する権利の侵害に関連する犯罪

締約国は、著作権及び著作隣接権の侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。(第一〇条関係)

8　未遂及びほう助又は教唆

締約国は、第二条から第一〇条までの規定に従って定められる犯罪が行われることを意図して故意にこれらの犯罪の実行をほう助し又は教唆すること並びに第三条から第五条まで、第七条及び第八条並びに第九条の一部の規定に従って定められる犯罪であって故意に行われるものの未遂を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、このような未遂を犯罪とすることについては、その全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。(第一一条関係)

9　手続規定の適用範囲

締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟のために第二章第二節(第一四条から第二一条まで)に定める権限及び手続を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、第二条から第一一条までの規定に従って定められる犯罪及びコンピュータ・システムによって行われる他の犯罪並びに犯罪に関する電子的形態の証拠の収集について同節に定める権限及び手続を適用する。(第一四条関係)

10　条件及び保障措置

締約国は、第二章第二節に定める権限及び手続の設定、実施及び適用が、自国の国内法に定める条件及び保障措置であって、人権及び自由の適当な保護を規定しており、かつ、比例原則を含むものに従うことを確保する。(第一五条関係)

11　蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全

締約国は、自国の権限のある当局がコンピュータ・システムによって蔵置された特定のコンピュータ・データ(通信記録を含む。)の迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によって迅速な保全を確保することを可能にするため、必要な立法その他の措置をとる。(第一六条関係)

12　提出命令

締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の領域内に所在する者に対するコンピュータ・データの提出命令及び自国の領域内でサービスを提供するサービス・プロバイダに対する加入者情報の提出命令を行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。(第一八条関係)

13　蔵置されたコンピュータ・データの捜索及び押収

締約国は、自国の権限のある当局に対し、コンピュータ・システム及びその内部に蔵置されたコンピュータ・データ並びにコンピュータ・データ記憶媒体に関し自国の領域内において捜索又はこれに類するアクセスを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。また、締約国は、自国の権限のある当局に対し、アクセスしたコンピュータ・データの押収又はこれに類する確保を行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。(第一九条関係)

14　通信記録のリアルタイム収集及び通信内容の傍受

締約国は、自国の権限のある当局に対し、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録について(第二〇条)、また、自国の国内法に定める重大な犯罪に関しては当該通信の通信内容について(第二一条)技術的手段を用いることによりリアルタイムで収集し又は記録する権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。(第二〇条及び第二一条関係)

15　裁判権(第二二条関係)

(一)　締約国は、次の場合において第二条から第一一条までの規定に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

(1)　犯罪が自国の領域内、自国の船舶内又は自国の航空機内で行われる場合

(2)　犯罪が行われた場所の刑事法に基づいて刑を科することができる場合又は犯罪がすべての国の領域的管轄の外で行われる場合において、当該犯罪が自国の国民によって行われるとき。

(二)　締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、引渡しの請求を受けたにもかかわらず当該容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に当該容疑者の引渡しを行わない場合において第二四条1に定める犯罪についての裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

16　犯罪人引渡し(第二四条関係)

(一)　第二条から第一一条までの規定に従って定められる犯罪が、双方の締約国の法令において長期一年以上の拘禁刑又はこれよりも重い刑を科することとされている場合には、当該犯罪に関する締約国間の犯罪人引渡しについては、この条の規定を適用する。

(二)　(一)の犯罪に関する犯罪人引渡しが、引渡しを求められている者の国籍のみを理由として又は請求を受けた締約国が当該犯罪について裁判権を有することを理由として拒否される場合には、当該請求を受けた締約国は、請求を行った締約国の要請に応じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

(三)　適用される国際協定が存在しない場合の相互援助の要請に関する手続(第二七条関係)

(一)　相互援助に関し、要請国と被要請国との間において適用される有効な国際協定が存在しない場合には、この条の規定を適用する。

(二)　相互援助の被要請国は、自国の法令に定める協力拒否理由がある場合に加え、当該要請が政治犯罪に関連する場合及び当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序等が害されるおそれがある場合には、相互援助を拒否することができる。

17　蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全

締約国は、他の締約国に対し、蔵置された特定のコンピュータ・データの迅速な保全を命令し又はその他の方法によって迅速な保全を確保するよう要請することができる。(第二九条関係)

18　(1)　犯罪が自国の領域内、自国の船舶内又は自国の航空機内で行われる場合

(2)　犯罪が行われた場所の刑事法に基づいて刑を科することができる場合又は犯罪がすべての国の領域的管轄の外で行われる場合において、当該犯罪が自国の国民によって行われるとき。

(二)　締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、引渡しの請求を受けたにもかかわらず当該容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に当該容疑者の引渡しを行わない場合において第二四条1に定める犯罪についての裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

16　犯罪人引渡し(第二四条関係)

(一)　第二条から第一一条までの規定に従って定められる犯罪が、双方の締約国の法令において長期一年以上の拘禁刑又はこれよりも重い刑を科することとされている場合には、当該犯罪に関する締約国間の犯罪人引渡しについては、この条の規定を適用する。

(二)　(一)の犯罪に関する犯罪人引渡しが、引渡しを求められている者の国籍のみを理由として又は請求を受けた締約国が当該犯罪について裁判権を有することを理由として拒否される場合には、当該請求を受けた締約国は、請求を行った締約国の要請に応じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

(三)　適用される国際協定が存在しない場合の相互援助の要請に関する手続(第二七条関係)

(一)　相互援助に関し、要請国と被要請国との間において適用される有効な国際協定が存在しない場合には、この条の規定を適用する。

(二)　相互援助の被要請国は、自国の法令に定める協力拒否理由がある場合に加え、当該要請が政治犯罪に関連する場合及び当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序等が害されるおそれがある場合には、相互援助を拒否することができる。

18　蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全

締約国は、他の締約国に対し、蔵置された特定のコンピュータ・データの迅速な保全を命令し又はその他の方法によって迅速な保全を確保するよう要請することができる。(第二九条関係)

19　蔵置されたコンピュータ・データに対するアクセスに関する相互援助

締約国は、他の締約国に対し、蔵置された特定のコンピュータ・データの捜索、押収、開示等を要請することができる。(第三一条関係)

20　通信記録のリアルタイム収集及び通信内容の傍受に関する相互援助

締約国は、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集すること(第三三条)並びに自国に適用される条約及び国内法によって認められている範囲内で、コンピュータ・システムによって伝達される特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録すること(第三四条)について、相互に援助を提供する。(第三三条及び第三四条関係)

21　署名及び効力発生(第三六条関係)

(一)　この条約は、欧州評議会の加盟国及びこの条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国による署名のために開放しておく。この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(二)　この条約は、五の国(欧州評議会の加盟国の少なくとも三の国を含むことを要する。)が、この条約に拘束されることに同意する旨を表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

(三)　この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨をその後表明する署名国については、その旨を表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

22　宣言

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、特定の条に定める追加的な要件を課することを宣言することができる。(第四〇条関係)

23　留保

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、特定の条に定める留保を付する旨を宣言することができる。その他のいかなる留保も、付することができない。(第四二条関係)

24　締約国間の協議

犯罪問題に関する欧州委員会は、この条約が効力を生じた後三年以内に、締約国と協力してこの条約のすべての規定を再検討し、必要な場合には、適当な改正を勧告する。(第四六条関係)